令和2年度 別海町の人事行政の運営状況について

令 和 3 年 7 月 別 海 町

別海町では、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2の規定及び別海町 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、人事行政の運営等の状況について以 下のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数の状況

(1)職員の採用及び退職者の状況(令和2年度)

豆 公	採用		-	退職者	<u>.</u>	
区 分	1木/17	定年	勧奨	普通	死亡	計
一般会計	16	3	2	7	0	12
他会計	12	1	0	6	0	7
計	28	4	2	13	0	19

[※] 採用及び退職者(普通)には再任用職員を含む

(2) 部門別職員の状況

(令和2年4月1日現在 単位:人)

			(1)	和 2 年 4 月 1 日	先任 単位・八月
	区	分		職員数	
		カ	令和元年度	令和2年度	増減
福		議会	3	3	0
祉	_	総務	56	56	0
関	般	税務	10	11	1
係	行	農水	31	31	0
を	政	商工	7	7	0
除 く	職	土木	30	29	\triangle 1
		小計	137	137	0
		民生	64	62	\triangle 2
福祉	関係	衛生	21	21	0
		小計	85	83	\triangle 2
	一般彳	亍政計	222	220	\triangle 2
特別	行政	教育	60	60	0
1	7	病院	96	102	6
岸	営	水道	7	7	0
公営企業等		下水道	4	4	0
		その他	57	58	1
		小計	164	171	7
	総合計		446	451	5

(3)年齢別職員構成の状況

(令和2年4月1日現在)

		20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区	分		>	>	>	>	}	>	>	>	}	}		計
		未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
	令和	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員	2	7	32	47	42	45	45	50	54	47	35	35	12	451
数	平成	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	27	3	29	40	38	43	56	64	41	33	45	37	1	430

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法の改正に伴い、平成28年度から人事評価制度を導入しています。 職務遂行の過程において発揮された能力を評価する「能力評価」と目標管理による業務 上の業績を評価する「業績評価」の両面から評価し人事管理の基礎とします。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(令和2年度一般会計決算統計)

歳出額A(千円)	人件費B(千円)	人件費率B/A (%)
20, 498, 333	2, 492, 520	12. 2

[※] 人件費には、各種委員等の特別職に支給する給料・報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況(令和2年度一般会計当初予算)

職員数			一人当たり		
献貝剱 A	給料 職員手当		期末・勤勉 手当	給与費 B/A千円	
305	1, 050, 000	186, 240	413, 000	1, 649, 240	5, 407

[※] 職員手当には、退職手当は含みません。

(3)職員の平均給料月額、平均給与(給料及び諸手当を含むもの)月額及び平均年齢の状況 (令和2年4月1日現在)

区	分	一般行政職	公務補等 技能労務職	保健師・看護師 等の医療職	薬剤師等の 医療技術職	医師
平均給料	斗月額	292,800 円	292,000 円	304,300 円	302,800 円	1,179,200 円
平均給力	与月額	343,537 円	309,667 円	360,976 円	365,600 円	2, 268, 175 円
平均年	丰齢	39歳3カ月	56歳3カ月	41歳0カ月	41歳3カ月	52歳9カ月

(4) 職員の初任給と経験年数別・学歴別平均給料月額

(令和2年4月1日現在)

				経験年	数ごとの平均給	料月額
	区分	学歴別	初任給	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
	令和2年度	大卒	182,200 円	265, 457 円	319,829 円	364, 275 円
般行	71414中段	高卒	150,600 円	229, 156 円	272, 200 円	317,971 円
政	令和元年度	大卒	180,700 円	263,087 円	312,350 円	362,171 円
職	TTTL干度	高卒	148,600 円	221,086 円	264, 540 円	312,878 円

(5)特別職の報酬等

(令和2年4月1日現在)

区分	給料月額(円)	期末手当	区分	報酬月額(円)	期末手当
町長	847,000	6月期 1.90月分	議長	306, 000	6月期 1.25月分
副町長	679,000	12月期 2.50月分	副議長	246,000	12月期 3.15月分
教育長	611,000	計 4.40月分	常任委員長	234,000	計 4.40月分
			議員	222,000	

(6) 職員手当の状況

(令和2年4月1日現在)

提養手当 記偶者以外 技養親族たる子 10,000 1	(6) 職貝手言	1 4 7 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	4月1日現住/			
扶養手当 Limit	区分		内	容		金額等(円)
大養手当 配偶者以外 大養親族たる父母等						6, 500
技養秘族たる文は等	比					10,000
住居手当 持家	1人)发于日	大養業				6, 500
住店手当		16歳から	22歳まっ	での加算(特定扶養)	5,000
情景 (家賃が12,000円を超える信家等の場合家賃の額に応じて交給) 限度額 28,0 で連機関利用	住民手出					10,000
通勤	上心 丁 彐	借家(家賃が12,000円を	と超える借業	家等の場合家	受賃の額に応じて支給)	限度額 28,000
通動距離片道 2 k m以上の 者) 自家用自動車等利用						限度額 45,000
1	マサーイン					2,000
1			/ 1		, ,, ,	4, 200
## 15 k m以上~20 k m未満 10,000		白家田白動宙笙利田			,	7, 100
下の地域の		口外川口到平寸川川	1.22			10,000
 管理職手当 医師職	H /					12, 900
管理職手当 部長職 次長職 課長職 主幹職 60,000 50,000 特殊勤務手当 46,000 37,000 特殊勤務手当 数務が危険、 支給する。 正規の勤務時間を越えて勤務を命ぜられた職員に支給する。 実務研修のため国又は北海道等の機関に派遣した職員に対し、給料と扶養手当合計額に異動距離に応じた率の相当額を支給する。 期末・勤勉手当 300km以上 100分の10 60km以上300km未満 100分の5 期末・勤勉手当 12月期 期末手当 1.30月分 勤勉手当 0.95月分 動勉手当 0.95月分 動勉手当 0.95月分 計 2.25月 計 2.25月 11月から3月までの5ヶ月間、各月の初日に在職し常時勤務に服する職員に対し支給する。 大養親族のある職員 その他の世帯主である職員 14,580 その他の世帯主である職員 10,340 との他の職員 10の他の世帯主である職員 10,340 退職手当額は、退職の日における給料月額に勤続期間と退職事由に応じた一定の支給率を乗じて算出される 区分 自己都合 動奨・定年 勤続10年 5.022月分 8.37月分 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分					E	15, 800
管理職手当 次長職 課長職 46,000 37,000 46,000 37,000 数務が危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に 支給する。 時間外勤務手当 正規の勤務時間を越えて勤務を命ぜられた職員に支給する。 実務研修のため国又は北海道等の機関に派遣した職員に対し、給料と扶養手当合計額に異動距離に応じた率の相当額を支給する。 300km以上 100分の10 60km以上300km未満 100分の5 期末・勤勉手当 期末手当 1.30月分 勤勉手当 0.95月分 排来手当 1.30月分 動勉手当 0.95月分 排北手当 1.30月分 動勉手当 0.95月分 排北 2.25月 11月から3月までの5ヶ月間、各月の初日に在職し常時勤務に服する職員に対し支給する。 寒冷地手当 世帯主 扶養親族のある職員 26,380 での他の世帯主である職員 14,580 での他の職員 10,340 財務にじた一定の支給率を乗じて算出される。 退職手当額は、退職の日における給料月額に勤続期間と退職事由に応じた一定の支給率を乗じて算出される。 区分 自己都合 勧奨・定年 勤続10年 5.022月分 8.37月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分			100分页	018		
課長職 主幹職 46,000 37,000 特殊勤務手当 勤務が危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に支給する。 支給する。 時間外勤務手当 正規の勤務時間を越えて勤務を命ぜられた職員に支給する。 実務研修のため国又は北海道等の機関に派遣した職員に対し、給料と扶養手当合計額に異動距離に応じた率の相当額を支給する。 300km以上 5給する。 100分の10 60km以上300km未満 100分の5 期末・勤勉手当 1.30月分 勤勉手当 0.95月分 期末手当 1.30月分 動勉手当 0.95月分 11月から3月までの5ヶ月間、各月の初日に在職し常時勤務に服する職員に対し支給する。 計 2.25月 一次の他の世帯主である職員 26,386 その他の職員 との他の職員 その他の職員 その他の職員 退職手当額は、退職の日における給料月額に勤続期間と退職事由に応じた一定の支給率を乗じて算出される 区分 自己都合 勧奨・定年 勤続10年 5.022月分 8.37月分 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続20年 19.6695月分 33.27075月分						60,000
主幹職 37,000 特殊勤務手当 勤務が危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に支給する。 時間外勤務手当 正規の勤務時間を越えて勤務を命ぜられた職員に支給する。 実務研修のため国又は北海道等の機関に派遣した職員に対し、給料と扶養手当合計額に異動距離に応じた率の相当額を支給する。 300km以上 100分の10 60km以上300km未満 100分の5 期末・勤勉手当 6月期 期末手当 1.30月分 勤勉手当 0.95月分 計 2.25月分 動勉手当 0.95月分 計 2.25月 12月期 期末手当 1.30月分 勤勉手当 0.95月分 計 2.25月 11月から3月までの5ヶ月間、各月の初日に在職し常時勤務に服する職員に対し支給する。 計 2.25月 26,386 との他の職員 その他の世帯主である職員 70,340 退職手当額は、退職の日における給料月額に勤続期間と退職事由に応じた一定の支給率を乗じて算出される 10,340 退職手当額は、退職の日における給料月額に勤続期間と退職事由に応じた一定の支給率を乗じて算出される 区分 自己都合 勧奨・定年 勤続10年 5.022月分 8.37月分 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続20年 28.0395月分 33.27075月分	管理職手当					50,000
特殊勤務手当 勤務が危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に 支給する。 正規の勤務時間を越えて勤務を命ぜられた職員に支給する。 実務研修のため国又は北海道等の機関に派遣した職員に対し、給料と扶養手当合計額に異動距離に応じた率の相当額を 支給する。 300km以上 100分の10 60km以上300km未満 100分の5						46,000
技術・関係手当 支給する。 正規の勤務時間を越えて勤務を命ぜられた職員に支給する。 正規の勤務時間を越えて勤務を命ぜられた職員に支給する。 実務研修のため国又は北海道等の機関に派遣した職員に対し、給料と扶養手当合計額に異動距離に応じた率の相当額を支給する。 300km以上						37,000
実務研修のため国又は北海道等の機関に派遣した職員に対し、給料と扶養手当合計額に異動距離に応じた率の相当額を支給する。 300km以上	特殊勤務手当		不健康又に	は困難な業績	務に従事する職員に	
広域異動手当 し、給料と扶養手当合計額に異動距離に応じた率の相当額を支給する。 期末・勤勉手当 6月期 100分の10 事末・勤勉手当 1.30月分 計 2.25月 事末・勤勉手当 1.30月分 計 2.25月 事次地手当 11月から3月までの5ヶ月間、各月の初日に在職し常時勤務に服する職員に対し支給する。 大養親族のある職員 26,380 事次地手当 上帯主 大養親族のある職員 26,380 その他の職員 大養親族のある職員 26,380 との他の職員 上級職手当額は、退職の日における給料月額に勤続期間と退職事由に応じた一定の支給率を乗じて算出される 区分 自己都合 勧奨・定年 勤続10年 5.022月分 8.37月分 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分	時間外勤務手当	正規の勤務時間を越え	えて勤務を	合ぜられる	た職員に支給する。	
Billion Bi	広域異動手当	し、給料と扶養手当台				
期末・勤勉手当 1.30月分 前勉手当 1.30月分 前勉手当 1.30月分 前勉手当 1.30月分 前勉手当 1.30月分 前 2.25月 12月期 前拠手当 1.30月分 前 2.25月 11月から3月までの5ヶ月間、各月の初日に在職し常時勤務に 服する職員に対し支給する。 技養親族のある職員 26,386 その他の職員 26,386 その他の職員 14,586 その他の職員 10,346 10		300km	1			
期末・勤勉手当 12月期 勤勉手当 0.95月分 計 2.25月 計		60kmL				
期末・勤勉手当 12月期 期末手当 1.30月分 計 2.25月 対		c ⊟ ₩B		期末手	当 1.30月分	計 9 06日
12月期 期末手当 1.30月分 計 2.25月 勤勉手当 0.95月分 計 2.25月 勤勉手当 0.95月分 計 2.25月		0月 朔		勤勉手当	司 2.23月	
調売	朔木・	10日#		期末手	当 1.30月分	計 9 06日
展する職員に対し支給する。 世帯主		14月 朔	司 2.23月			
世帝王 その他の世帯主である職員 14,580 その他の職員 10,340 との他の職員 10,340 と職手当額は、退職の日における給料月額に勤続期間と退職事由に応じた一定の支給率を乗じて算出される 区分 自己都合 勧奨・定年 勤続10年 5.022月分 8.37月分 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分				ト月の初日(こ在職し常時勤務に	
その他の世帯主である職員	寒冷地手当	##	扶養	親族のある	職員	26, 380
退職手当額は、退職の日における給料月額に勤続期間と退職 事由に応じた一定の支給率を乗じて算出される 区分 自己都合 勧奨・定年 勤続10年 5.022月分 8.37月分 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分		世 帝土				14, 580
事由に応じた一定の支給率を乗じて算出される区分自己都合勧奨・定年勤続10年5.022月分8.37月分勤続20年19.6695月分24.586875月分勤続25年28.0395月分33.27075月分		その他の職員	Į			10, 340
退職手当						
遊職手当		区分	自己	都合	勧奨・定年	1
期続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分	泪殿毛业	勤続10年	5. 022	2月分	8.37月分	
	返 城于自	勤続20年	19. 669	95月分	24.586875月分	1
		勤続25年	28. 039	95月分	33.27075月分	1
		勤続35年	39. 75′	75月分	47.709月分	1
最高限度 47.709月分 47.709月分			47. 70	9月分	47.709月分	1

(7) ラスパイレス指数の状況

ノ ノ ハイ・・ トレ ノ 11日数 (771/10L
	令和2年4月1日現在
別海町	97. 4
類似団体平均	95. 7
全国町村平均	96. 4

[※]ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

[※]類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均 したものです。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(令和2年4月1日現在)

1週間の 勤務時間	始業時間	終業時間	休憩時間	閉庁日
38時間45分	8時45分	17時30分	12時00分 〈 13時00分	土曜日・日曜日 国民の祝日に関する法 律に規定する休日 12月31日から翌年 1月5日まで

[※] 勤務場所により異なる労働形態があります。

(2) 休暇の種類

年次休暇	暦年20日間(残日数20日を限度として翌年に繰越)
病気休暇	暦年90日間
特別休暇	・忌引休暇(配偶者10日・父母7日・子5日・祖父母3日等) ・結婚休暇(5日)・子の看護休暇(5日) ・配偶者出産休暇(3日) 等
介護休暇 (無給)	職員の近親者の負傷、疾病または老齢のため日常生活を営むことに支障がある場合(要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する 状態ごと、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内)
組合休暇 (無給)	職員が任命権者の承認を得て、承認された職員団体または労働組合の 運営のために必要不可欠な業務ないし活動に従事する期間

5 職員の休業の状況

(1) 育児休業等の取得状況(令和2年度)

	育児休業	部分休業	育児短時間
	取得者数	取得者数	勤務取得者数
男性職員	0 人	0 人	0 人
力住쎇貝	0 人	0 人	0 人
女性職員	9 人	0 人	0 人
女性啾貝	12 人	1 人	0 人
計	9 人	0 人	0 人
l pl	12 人	1 人	0 人

[※] 上段には令和2年度に新たに休業を取得した者、下段には休業期間が令和元年度から令和2年度にかけて引続いている者の数です。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況(令和2年度)

処分の種類 処分事由	降任	免職	休職
勤務実績がよくない場合	0 件	0 件	0 件
心身の故障の場合	0 件	0 件	13 件
職に必要な的確性を欠く場合	0 件	0 件	0 件
職制若しくは定数の改廃又は 予算の減少により廃職又は過 員を生じた場合	0 件	0 件	0 件
刑事事件に関し起訴された場合	0 件	0 件	0 件

※分限処分とは、勤務実績が良くない場合や、心身の故障のためにその職務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合など、その職に必要な適格性を欠く場合、職の廃止などにより公務の効率性を保つことを目的としてその職員の意に反して行われる処分のこと。

(2) 懲戒処分の状況 (令和2年度)

処分の種類 処分事由	戒告	減給	停職	免職
法令に違反した場合	0 件	0 件	0 件	0 件
職務上の義務に違反した場合	0 件	0 件	0 件	0 件
全体の奉仕者たるにふさわし くない非行のあった場合	0 件	0 件	0 件	0 件
処分人数	0 人	0 人	0 人	0 人

※懲戒処分とは、職員の義務違反に対して責任を問い、秩序の維持を図るための制裁的な処分のこと。

7 職員の服務の状況

別海町事務取扱規程の中に職員の服務の基本概念を定め、町民の奉仕者としての観念に徹し、公共の利益のため勤務するよう職員に周知徹底を図っております。

8 職員の退職管理の状況

(1) 再就職の状況 (令和元年度退職者)

7 1370019K-> 0 CDC (13 15)CC 1		
	定年退職者	勧奨退職者
再就職した者	8 人	0 人
当該団体	8 人	0 人
他の地方公共団体	0 人	0 人
地方独立行政法人	0 人	0 人
地方三公社	0 人	0 人
非営利法人	0 人	0 人
営利法人	0 人	0 人
自営業	0 人	0 人
再就職しない者	1 人	4 人
不明である者	0 人	0 人
計	9 人	4 人

9 職員の研修の状況 (令和2年度総務課所管分)

概員學術形學派先(中華五十度総務採用自力)			
実施機関	研修内容	受講者数	
	指導能力研修	3 人	
 北海道市町村職員研修センター	管理能力研修	3 人	
北伊旭川町州 戦員伽修ピングー	クレーム対応	1 人	
	コーチング	2 人	
北海道市町村振興協会	道内先進事例研修	1 人	
農林水産省	農村政策研究会	1 人	
根室町村会	法令実務入門研修	14 人	
	接遇マナー研修	6 人	
	新規採用職員研修	18 人	
	初級職員研修	6 人	
別海町	新規職員職場研修(OJT)	21 人	
万'1{毒吗」	政策形成・立案研修	27 人	
合計			

※上記のほか、各所属において必要に応じ専門研修等を受講しています。

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利厚生の実施状況

地方公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行うため、相互救済を目的とする共済制度があります。本町職員に対して適用される共済制度は、北海道市町村共済組合が制度を運用、実施しています。

また、職員は共済組合の事業をより充実、補完するために設けられた(財)北海道市町村職員福祉協会に加入し、福利厚生の充実を図っております。

なお、北海道市町村共済組合及び福祉協会の詳しい事業内容については、共済組合及び福祉協会のホームページをご覧ください。

① 職員の互助会等の加入状況 (令和2年度)

(財)北海道市町村職員福祉協会に対する公費負担状況

会員数	公費負担額	公費負担率	一人あたり公費負担額
433	1,161,000 円	50.1%	2,681 円

② 職員の健康診断の実施状況 (令和2年度)

健康診断の種類	受診者数
総合健診	259 人
定期健診	143 人

(2) 公務災害等の状況 (令和2年度)

, asset is the trime is the			
区分	申請件数	認定件数	
公務災害	4 件	4 件	
通勤災害	0 件	0 件	